

審 査 基 準

令和 6 年 3 月 1 日作成

法 令 名：佐賀県情報公開条例
根 拠 条 項：第10条第 1 項
処 分 の 概 要：公文書の開示請求に係る開示決定等
原権者（委任先）：佐賀県警察本部長
法 令 の 定 め： 佐賀県情報公開条例 第 2 条（定義） 第 5 条（開示請求権） 第 6 条（公文書の開示義務） 第 7 条（公文書の部分開示） 第 8 条（開示請求の手續） 第 9 条（公益上の理由による裁量的開示） 第10条（公文書の開示請求に対する決定等） 第26条の 2（適用除外）
審 査 基 準：別添のとおり
標 準 処 理 期 間：15日（ただし、条例第10条第 4 項及び第11条に該当する場合を除く。）
申 請 先：警察本部警務部広報県民課情報公関係（情報公開センター） 当該公文書を管理する警察署の警務課（情報公開コーナー）
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部広報県民課情報公関係（電話0952-24-1111 内 2204） 各警察署の警務課
備 考：